

山LP協第 105 号  
令和5年12月27日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会  
会 長 床西 悟 (印略)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する  
政令について (お知らせ)

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、このことについて、(一社) 全国LPガス協会から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

(改正内容)

バルクローリーについては、液化石油ガス法による充てん設備としての許可と、高圧法による移動式製造設備としての許可があり、本改正により液石法の許可を受けたバルクローリーが高圧法の許可を受ける場合においては、手数料が一律6,000円となる。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局  
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366  
e-mail: info@y-lpgas.jp

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等に対する省令」  
の改正について (お知らせ)

標記につきましては、令和5年10月27日付け全L協保安・業務G5第139号において、経済産業省より意見募集されたことについてお知らせしたところです。

この度、この意見募集を踏まえ、別紙のとおり令和5年12月6日に公布、令和6年4月1日に施行されることになりましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

#### 主な改正概要

バルクローリーについては、液石法による充てん設備としての許可等と、高圧法による移動式製造設備としての許可等を受けているものがあり、本改正により液石法の許可を受けたバルクローリーの高圧法の許可の申請にあたっては、6,000円の手数料となる。

【意見募集結果掲載URL】

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000915375.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000915375.pdf)



以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 森、橋本、國坂

政令

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年十二月六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百四十七号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

Table with 3 columns: Item description (e.g., 戸籍法第百二十条), Fee amount (e.g., 一通につき四百五十円), and other details.

Table with 7 columns detailing fee adjustments for various administrative services, including household registration and document processing.

本則の表十六の項の2のホの(1)中「百八万円」を「百四十五万円」に改め、同項の2のホの(2)中「百四十万円」を「百七十二万円」に改め、同項の2のホの(3)中「百五十九万円」を「百九十二万円」に改め、同項の2のホの(4)中「百九十五万円」を「二百三十六万円」に改め、同項の2のホの(5)中「二百二十七万円」を「二百七十四万円」に改め、同項の2のホの(6)中「四百五十五万円」を「五百六十四万円」に改め、同項の2のホの(7)中「五百八十二万円」を「七百二十四万円」に改め、同項の2のホの(8)中「七百七万円」を「八百七十九万円」に改め、同表二十一の項の4のイ中「六千六百円」を「七千二百円」に改め、同項の4のロ中「四千六百円」を「五千三百円」に改め、同項の4のハ中「三千七百円」を「四千二百円」に改め、同項の5中「四千七百円」を「五千三百円」に改め、同表二十二の項の4のイ中「五千七百円」を「六千六百円」に改め、同項の4のロ中「三千八百円」を「四千四百円」に改め、同表四十六の項のロ中「をいう」の下に「以下この項」を、「金額」の下に「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七條の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、六千円）を加え、同表五十の項の1中「昭和四十二年法律第百四十九号」を削り、同表五十一の項の5のイ中「平成十四年法律第百五十一号」を削り、同表六十八の二の項中「一万二千七百円」を「二万四千円」に改める。

附則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、本則の表八の項の改正規定は戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）から、同表二十一の項及び二十三の項の改正規定は同年五月一日から施行する。

総務大臣 鈴木 淳司
内閣総理大臣 岸田 文雄

Table with 2 columns: Description of the change (e.g., 戸籍法第百四十八条第二項) and the corresponding fee amount (e.g., 一通につき七百五十円).